

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	外国子会社合算税制に係る二重課税排除措置の整備	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>外国子会社合算税制に係る二重課税排除措置について、以下の 2 つの措置を講ずる。</p> <p>1. 孫会社の合算対象所得に係る二重課税の排除</p> <p style="padding-left: 40px;">内国法人が特定外国子会社等から配当を間接的に受ける場合について、二重課税を排除する。</p> <p>2. 配当を受けた事業年度後の合算課税に係る二重課税の排除</p> <p style="padding-left: 40px;">内国法人が特定外国子会社等から配当を受けた事業年度後において合算課税を受けた場合について、二重課税を排除する。</p>	
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 （ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国子会社合算税制により生じうる二重課税を適切に排除することで、内国法人の多様な資金運用・調達機会を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 21 年度税制改正後の外国子会社合算税制においては、以下の場合において、二重課税が発生する。</p> <p>(1) 孫会社所得に対して合算課税を受けるにもかかわらず、かかる所得を原資とする配当に対して課税される場合。</p> <p>(2) 特定外国子会社等から配当を受けて一旦課税されたにもかかわらず、配当の原資となった特定外国子会社等の所得について合算課税を受ける場合。</p> <p>そのため、銀行の優先出資証券スキームなど、内国法人の資金運用・調達スキームに深刻な影響が生じているため、早急な是正が必要不可欠。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>本措置の導入により、二重課税が排除され、内国法人の多様な資金運用・調達機会の阻害要因を除去することが可能であり、税制上の措置は適当。</p> <p>(注) 内国法人は外国子会社合算税制の適用により特定外国子会社等に係る所得について合算課税を受けるので、本措置の導入による課税上の弊害はない。</p>										
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1285 461 1447"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="461 1285 1489 1447"> <p>Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1447 461 1608"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1447 1489 1608"> <p>内国法人の多様な資金運用・調達機会の確保</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1608 461 1769"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="461 1608 1489 1769"> <p>恒久措置とする</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1769 461 1930"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="461 1769 1489 1930"> <p>(政策の達成目標と同じ)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1930 461 2085"> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> </td> <td data-bbox="461 1930 1489 2085"> <p>なし</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>内国法人の多様な資金運用・調達機会の確保</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置とする</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>(政策の達成目標と同じ)</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>なし</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計</p>										
<p>政策の達成目標</p>	<p>内国法人の多様な資金運用・調達機会の確保</p>										
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置とする</p>										
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>(政策の達成目標と同じ)</p>										
<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>なし</p>										

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
	これまでの要望経緯	なし